おくやみガイドブック



ご遺族の方へ

大切なご家族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、悲しみやご不安もあるなか、さまざまな申請や届出が必要になると存じます。

神戸町では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役場関係の手続きと、その他一般的な 手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました のでどうぞご活用ください。

神戸町

もくじ

手続きの流れP. 2
【役場で行う手続き】チェックリストP. 3
1. 住民登録に関する手続きP. 6
2. 保険に関する手続き ······P. 8
3. 年金に関する手続き ······P.11
4. 介護保険に関する手続きP.14
5. 福祉(障がい)に関する手続きP.15
6. 税金に関する手続きP.20
7. 子どもに関する手続きP.23
8. 上下水道に関する手続きP.26
9. 農業・環境衛生に関する手続きP.27
10. その他の手続きP.30
亡くなられた方の遺品の処分についてP.33
【役場以外で行う手続き】チェックリストP.35
相続に関する手続きP.37
法務局からのお知らせP.40
各種証明書の交付について······P.43
神戸町役場 庁舎案内P.45
委任状に関するご案内······P.46
相談窓口のご案内······P.48

※法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、必要書類などが変更になる場合があります ので、予めご了承ください。

手続きの流れ

神戸町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。 まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリストを確認



【役場で行う手続き】チェックリスト (P.3~) にて該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP (2)

持ち物の確認



「役場で行う手続き」 (P.5~) の「持参していただく代表的な持ち物」と、各種手続きページの「必要なもの」をご確認ください。

STEP 3

ご来庁ください

おくやみガイドブック (この冊子) と必要なものをご持参のうえ、住民保険課「おくやみ窓口」へお越しください。

「おくやみ窓口」のご案内

ご遺族さまのご負担を軽減するため、役場での様々な手続きをひとつの窓口でご案内する「おくやみ窓口」を開設しましたので、ぜひご利用ください。

- *一部対応していない手続きもございます。その場合は、担当部署にご案内いたします。
- *おくやみ窓口を利用せず、直接窓口に行ってお手続きいただくこともできます。

開設場所 役場1階 住民保険課内 保険年金係 窓口②番 おくやみ窓口 P.45参照

ご家族が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	 死亡届など 健康保険・世帯主変更 年金関係の手続き 公共料金などの手続き 遺言調査・遺言書の検認 相続人調査 相続財産調査 相続放棄・限定承認 P.37参照	
4ヶ月以内		● 所得税の準確定申告 ▶ P.37参照
10ヶ月以内	遺産分割協議払戻・解約・名義変更など	● 相続税の申告▶ P.37参照● 相続税の延滞・物納の申請
1年以内	● 遺留分侵害額請求	

該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください。

項目	対象者(亡くなられた方)	V	手続き窓口	詳細	完了日
	世帯主であった			P.6	/
住民	印鑑登録をしていた		住民保険課	P.6	/
住民登録	マイナンバーカード(個人番号通知カード) /住民基本台帳カードを持っていた		【窓口①】	P.7	/
	パスポートを持っていた			P.7	/
	国民健康保険に加入していた			P.8	/
保険	後期高齢者医療保険に加入していた			P.9	/
	福祉医療費受給者証を持っていた		住民保険課 【窓口②】	P.10	/
	国民年金のみに加入または受給していた			P.11	/
	国民年金・厚生年金を受給していた			P.11	/
年金	厚生年金に加入または受給していた			P.12	/
金	共済年金に加入または受給していた		⟨₩+Β IVI M	P.12	/
	戦没者などの遺族の特別弔慰金などを受け取っていた		· 役場以外	P.13	/
	農業者年金を受給していた			P.13	/
介護	65歳以上または介護認定を受けていた			P.14	/
護保険	要介護認定の申請をしていた			P.14	/
	障害者手帳(身体・療育・精神)を持っていた			P.15	/
福祉	心身障害者福祉給付金を受給していた		健康福祉課 【窓口③④】	P.15	/
	障害福祉サービスを受けていた			P.16	/
	障害児福祉手当·特別障害者手当·福祉手当(経過措置分) を受給していた			P.16	/
	特別児童扶養手当を受給していた			P.17	/

項目	対象者(亡くなられた方)	V	手続き窓口	詳細	完了日
福祉	緊急通報システムを利用していた			P.18	/
	配食サービスを利用していた		健康福祉課	P.18	/
	ばらタクを利用していた		【窓口③④】	P.19	/
	どこシル伝言板を利用していた			P.19	/
	固定資産(土地・建物)を所有していた			P.20	/
	未登記家屋を所有していた			P.20	
税金	軽自動車(神戸町ナンバー)を所有していた		税務課 【窓□⑧⑨】	P.21	
	町税を口座振替で納付していた			P.21	/
	納付が済んでいない町税がある			P.22	/
子ども	児童手当を受給していた		子ども家庭課	P.23	/
	児童扶養手当を受給していた		【窓口⑦】	P.24	/
	就学援助を受給していた		教育課 【窓□①②】	P.25	/
上下水道	上下水道を使用していた		上下水道課	P.26	/
	下水道事業受益者負担金を納付している		【窓口①②】	P.26	/
#	土地改良区の組合員であった(南部、※揖西)		卒 ₩1⊞1英≣用	P.27	
長業・理	農地を所有していた		産業環境課 【窓口③⑷⑤】	P.28	
農業・環境衛生	町営墓地の使用者であった		※揖西用水土地改良区 税務課 【窓口⑧】	P.28	/
土	犬を飼っていた			P.29	/
建設	町営住宅に入居していた		建設課	P.30	/
	道路・水路(法定外公共物等)を占用していた		【窓口67】	P.31	/
防災	防災行政無線(戸別受信機)を利用していた		総務課 【窓口徑】	P.31	

役場で行う手続き

【持参していただく代表的な持ち物】

ightharpoons	こ 退族(米汀石)の方のもの
	来庁される方の本人確認書類 (下記「本人確認書類について」参照)
	預貯金通帳、銀行届出印 (※相続人代表及び喪主、未支給年金請求者)
※相続	人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。
V	亡くなられた方のもの
	基礎年金番号が記載されているもの (年金証書及び基礎年金番号通知書など)
	住民基本台帳カード、印鑑登録証 (作成されている場合)
	マイナンバーカード、または通知カード
	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 □ 国民健康保険加入者全員の被保険者証 (国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合) □ 亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など) □ 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状など) ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。
	介護保険被保険者証
	各種認定証(限度額適用認定証)
	福祉医療費受給者証(乳幼児等、重度、母子家庭等、父子家庭)
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
	その他、役場から交付された証書類でご不明な点があるもの

■ Aの中から1点。Aがない場合はBの中から2点ご持参ください。 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る) マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など 2点で本人確認できる書類 ■ B 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

基礎年金番号通知書、年金証書、学生証など

1. 住民登録に関する手続き

世帯主であった

手続き

世帯主変更の届出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が世帯主で、死亡届の際に次の世帯主をお届けになっていない場合で、下記のいずれにも当てはまる時には世帯主変更届が必要です。	速やかに
□ 同一世帯に残された世帯員が2名以上	手続き可能な人
□ 残った世帯員はいずれも15歳以上	世帯主になられる方 又は手続きを委任され た方
必要なもの	問い合わせ先
□ 国民健康保険証(加入者のみ) □ 届出人の本人確認書類(運転免許証など) □ 別世帯の方が届出する場合は「委任状」	住民保険課【窓口①】 ☎0584-27-0174

<u> 印鑑登録をしていた</u>

手続き

印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日 をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却またはご自宅等で破棄	なし
してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の印鑑登録証	住民保険課【窓口①】 ☎ 0584-27-0174

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード(個人番号通知カード)/ 住民基本台帳カードを持っていた

手続き

カードの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方がマイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードの機能は失効します。 住民基本台帳カードは返納をお願いします。	なし
(マイナンバーカードは返納不要です。)	手続き可能な人
※亡くなられた方のマイナンバーはマイナンバーカード返納後確認していただく ことができなくなります。すべてのお手続きが完了してから廃棄してくださ い。なお、亡くなられた方のマイナンバー入りの住民票(除票)を取得するこ とはできません。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)	住民保険課【窓口①】 ☎0584-27-0174

パスポートを持っていた

手続き

パスポートの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方が有効期間内のパスポートをお持ちの場合は、死亡日を もって効力を失いますが、返納を希望される場合は無効の手続きをしま す。	なし
	手続き可能な人
※手続き後、無効処理をしたパスポートをお返しすることもできます。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 有効期間内のパスポート□ 死亡が確認できる戸籍謄本等 (住民記録で死亡が確認できる場合は不要)□ 返納に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証など)	住民保険課【窓口①】 ☎0584-27-0174

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き①

保険証の返却

手続き詳細	期限	
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。	なし	
※役場に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	手続き可能な人	
	どなたでも可	
必要なもの	問い合わせ先	
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 □ 亡くなられた方の各種認定証	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174	

手続き2 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀をとり行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日 から2年間
	手続き可能な人
	葬儀をとり行った方
☑ 必要なもの	問い合わせ先
□ 葬儀をとり行った方の通帳□ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、葬祭領収書)□ 葬儀をとり行った方の本人確認書類	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174

MEM	10		

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き①

保険証の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証 を回収しています。	なし
※役場に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 □ 亡くなられた方の各種認定証	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀をとり行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日 から2年間
	手続き可能な人
	葬儀をとり行った方
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬儀をとり行った方の通帳□ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、葬祭領収書)□ 葬儀をとり行った方の本人確認書類	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174
<u>MEMO</u>	

福祉医療費受給者証を持っていた (重度心身障害者、母子家庭等、父子家庭、乳幼児等)

手続き

福祉医療費受給者証の返還 受給資格喪失届の提出

また。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	期限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証を持っていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 福祉医療費受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は振込口座のわかるもの(相続人名義)	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174
MEMO	

3. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。役場か年金事務所にお問い合わせください。	死亡一時金の請求は2年 以内 遺族基礎年金は5年以内 (亡くなられた日の翌日 から)
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、役場へお問い合わせください。	手続き可能な人
	_
必要なもの	問い合わせ先
□ 年金証書(亡くなられた方のもの)□ 戸籍謄本(請求者のもの)□ 通帳(請求者名義のもの)□ マイナンバーカード、または通知カード(請求者のもの)□ 生計同一申立書(住所が異なる場合に必要です)	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174 大垣年金事務所 ☎0584-78-5166

国民年金・厚生年金を受給していた

(未支給年金などの請求手続きが発生しない方)

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
年金受給者の死亡届の提出をお願いする場合があります。	_
	手続き可能な人
	_
必要なもの	問い合わせ先
□ 年金証書(亡くなられた方のもの) □ 死亡診断書の写し	住民保険課【窓口②】 ☎0584-27-0174

厚生年金に加入または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。年金事務所にお問い合わせください。	_
	手続き可能な人
※手続き先は年金事務所になります。予約受付専用電話を利用してご予約のうえ、ご来所していただきますようお願いします。	_
必要なもの	問い合わせ先
予約受付専用電話か年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	大垣年金事務所 260584-78-5166 予約受付専用番号 260570-05-4890

大済年金に加入または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 共済年金のみを受給していた方は、共済組合へ問い合わせください。	_
	手続き可能な人
※厚生年金期間もある方は、年金事務所でのお手続きが可能な場合があります。 年金事務所の予約受付専用電話を利用してご予約のうえ、ご来所していただき ますようお願いします。	_
必要なもの	問い合わせ先
共済組合にお問い合わせください。	各共済組合 大垣年金事務所 ☎0584-78-5166 予約受付専用番号 ☎0570-05-4890

3.年金に関する手続き

戦没者などの遺族の特別弔慰金などを受け取っていた

手続き

記名変更・償還金受領

手続き詳細	期限
亡くなられた方(記名者)が、特別弔慰金を受給していた場合、記名変更 により相続人が残りの国債の償還金を受領することができます。	償還金の消滅時効は 10年で完成します
	手続き可能な人
	法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
詳細は償還金支払場所にご相談ください。	償還金支払場所 (同時に償還金支払場所 を変更する場合は新償還 金支払場所)

農業者年金を受給していた

手続き

農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が農業者年金に加入または受給されていた場合、「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。未支給年金や死亡一時金がある場合は併せて請求してください。	10日間以内
	手続き可能な人
◆手続きの場所は、JA金融窓口となります。	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 農業者年金証書 □ 死亡日を明らかにすることができる戸籍謄本 等 ※請求内容により必要書類が異なります。JA金融窓口でお確かめください。	J A金融窓口

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き

介護保険資格異動届の提出、保険証等の返却

手続き詳細	期限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 を返却し、介護保険資格異動届(資格喪失)の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担限度額認定証 □ 介護保険負担割合証 □ 相続人の振込口座のわかるもの	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

要介護認定の申請をしていた

手続き

介護保険要介護認定・要支援認定の取り下げ

手続き詳細	期限
介護認定の新規申請中で、申請日から介護サービスを利用していない 方、更新申請中の方は、介護保険要介護認定・要支援認定取下げ届出書 の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 介護保険被保険者証、または介護保険資格者証	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175
MEMO	

5. 福祉(障がい)に関する手続き

<u>障害者手帳(身体・療育・精神)を持っていた</u>

手続き

各手帳の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手 帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 各手帳を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	健康福祉課【窓口③④】 ☎ 0584-27-0175

<u> 心身障害者福祉給付金を受給していた</u>

手続き

心身障害者福祉給付金変更・終了届の提出と未支給分の請求

期限
速やかに
手続き可能な人
親族
問い合わせ先
健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175
目 が

٦	\ /		Λ Λ	
- 1	\ /	_	IN /I	1
- 1	\/		I \/ I	\ /

障害福祉サービスを受けていた

手続き

障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、障害福祉サービスを利用していた場合、死亡日をもって終了となります。受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

<u>障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当(経過措置分)を受給していた</u>

手続き

資格喪失 (死亡) 届と未払分の請求

手続き詳細	期限
亡くなられた方が、障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当(経過措置分)を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人の振込口座のわかるもの	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175
MEMO	

5. 福祉 (障がい) に関する手続き

<u>特別児童扶養手当を受給していた</u>

【受給者 (保護者) が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還等

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば、未支払特別児童 扶養手当請求書の提出が必要です。また、受給資格が継続するようであ	亡くなられた日から 14日以内
れば受給者変更の手続きが必要です。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 特別児童扶養手当証書 □ 支給対象児童の振込口座のわかるもの □ 支給対象児童・届出者のマイナンバーがわかるもの ※個別の状況に応じてご案内します。	健康福祉課【窓口③④】 ☎ 0584-27-0175

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出 特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって 受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場 合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 特別児童扶養手当証書 □ 受給者のマイナンバーがわかるもの	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

緊急通報システムを利用していた

手続き

緊急通報システムの返却

手続き詳細	期限
緊急通報システム機器一式(本体、ペンダント)の返却と辞退届の提出 が必要です。 緊急通報システムの取り外しが困難な場合は、ご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 緊急通報システム機器一式(本体、ペンダント)	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

配食サービスを利用していた

手続き

在宅高齢者等見守り配食サービス事業終了手続き

手続き詳細	期限
在宅高齢者等見守り配食サービス事業利用変更申請書の提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

5.福祉(障がい)に関する手続き

<u>ばらタクを利用していた</u>

手続き

利用証の返還

手続き詳細	期限
利用証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 神戸町タクシー送迎(ばらタク)サービス利用証	健康福祉課【窓口③④】 ☎0584-27-0175

<u>どこシル伝言板を利用していた</u>

手続き

安八郡広域連合どこシル伝言板家族支援事業利用辞退の手続き

手続き詳細	期限
安八郡広域連合どこシル伝言板家族支援事業利用辞退届出書の提出が必 要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	健康福祉課【窓口③④】 ☎ 0584-27-0175

6. 税金に関する手続き

| 固定資産(土地・建物)を所有していた|

手続き

相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、納税義務者となる相続 人の中から、相続登記が完了するまでの間に納税通知書等を受け取る代 表者を指定してください。	相続人であることを知った日から3か月以内
	手続き可能な人
※この申告は相続財産等の権利関係に影響するものではありません。	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課【窓口⑧】 ☎0584-27-0173

<u>未登記家屋を所有していた</u>

手続き

未登記家屋の課税台帳登録名義人変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合は、名義変更の手続き をしてください。	速やかに
※登記済みの土地及び家屋については、別途法務局での手続きをお願いします。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 遺産分割協議書 □ 法定相続人の除籍謄本又は戸籍謄本	税務課【窓口⑧】 20584-27-0173 大垣法務局 20584-78-6599

6. 税金に関する手続き

軽自動車(神戸町のナンバー)を所有していた (亡くなられた方が原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた場合)

手続き

廃車または名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義となっている原動機付自転車もしくは小型特殊自動車について、手続きが必要です。 廃車等の手続きをされないと、4月1日の所有者に対して軽自動車税(種	亡くなられた日から 30日以内
別割)が課税されます。	手続き可能な人
名義を変更する場合はお問い合わせください。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 標識(ナンバープレート)□ 標識交付証明書(無くても手続き可能)	税務課【窓口⑧】 ☎0584-27-0173

町税を口座振替で納付していた

手続き

町税等口座振替依頼書 (兼変更届書) の提出

手続き詳細	期限
税金を亡くなられた方の口座から口座振替で納付していた場合、振替口 座の変更または廃止の手続きが必要です。 役場または各金融機関の窓口にてお手続きください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人または納税義務 者
必要なもの	問い合わせ先
□ 変更後の口座確認書類 □ 変更後の口座の届出印	税務課【窓口⑧】 ☎ 0584-27-0173

MEMO

納付が済んでいない町税がある

(町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

手続き

納税相談および納税通知書等の送付先申告

手続き詳細	期限
亡くなられた方に代わって相続人の方などに納付していただく必要があります。既に届いている納付書で納付してください。 納付書がお手元にない場合は、税務課で再発行します。 なお、納めすぎの税額がある場合は還付されます。	納税通知書に記載の納 付期限まで
	手続き可能な人
亡くなられた方宛の督促状、催告書などが確認されたときは、お問い合 わせください。	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
□ 納税通知書 □ 納付書	税務課【窓口⑨】 ☎0584-27-0173
MEMO	

7. 子どもに関する手続き

<u>児童手当を受給していた</u>

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

未支払児童手当請求書の提出 児童手当認定請求書の提出(受給者変更)

手続き詳細	期限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されま す。未払いの手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	亡くなられた日の翌日 から15日以内
◆公務員の方は、職場に申請してください	手続き可能な人
	【未支払請求】 対象児童のうち最年長 の児童 【認定請求】 新たに対象児童を監護 する方(例:配偶者)
必要なもの	問い合わせ先
【未支払請求】 □ 請求する児童名義の振込口座がわかるもの(通帳等) 【認定請求】 □ 請求者名義の振込口座がわかるもの(通帳等) □ 請求者の健康保険証 □ 請求者のマイナンバーがわかるもの □ 手続きする方の本人確認書類	子ども家庭課 【窓口⑦】 ☎0584-27-0176

【児童が亡くなられた場合】

手続き

児童手当受給事由消滅届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期限
支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた後速やか に(おおむね2週間)
◆公務員の方は、職場に申請してください	手続き可能な人
	児童手当受給者 または配偶者
必要なもの	問い合わせ先
□ 手続きする方の本人確認書類	子ども家庭課 【窓口⑦】 ☎ 0584-27-0176

<u>児童扶養手当を受給していた</u>

【受給者が亡くなられた場合】

手続き

児童扶養手当受給資格者死亡届兼未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な人
	対象児童等
必要なもの	問い合わせ先
□ 児童扶養手当証書 □ 請求する児童名義の振込口座が分かるもの(通帳等) □ 受給者の死亡日が記載された戸籍謄本(抄本)または死亡診断書の写し □ 手続きする方の本人確認書類	子ども家庭課 【窓口⑦】 ☎0584-27-0176

【児童が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期限
支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に支給対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	亡くなられた日から 1 4日以内
	手続き可能な人
	受給者等
必要なもの	問い合わせ先
□ 児童扶養手当証書 □ 手続きする方の本人確認書類	子ども家庭課 【窓口⑦】 250584-27-0176

7. 子どもに関する手続き

就学援助を受給していた

手続き

受給者変更

手続き詳細	期限
就学援助の受給者が亡くなられた場合、家庭状況が変化すると考えられるため、受給者変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童生徒の親権者とな る方
必要なもの	問い合わせ先
個別の状況に応じてご案内します。	神戸町教育委員会 教育課【窓口①②】 ☎0584-27-0181

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

<u>上下水道を使用していた</u>

手続き

手続き詳細	期限
・亡くなられた方が使用者または所有者である場合 →使用者変更の手続きをしてください。 ・上下水道の使用を不要とする場合	速やかに
→休止または廃止の手続きをしてください。	手続き可能な人
 ・井戸水を使って下水道契約をされている世帯の場合 →世帯人数の変更手続きをしてください。 ・亡くなられた方の口座から引落しされている場合 →引落し口座の変更または解約の手続きをしてください。 ・納付が済んでいない使用料がある場合 →亡くなられた方に代わって納付をしてください。 	親族または同居者等
必要なもの	問い合わせ先
※口座引落しを希望される場合□ 変更後の引落し口座の通帳□ 変更後の銀行のお届け印	上下水道課 【窓口⑪⑫】 ☎ 0584-27-0179

使用者・所有者の変更手続き、使用の休止等手続き

下水道事業受益者負担金を納付している

手続き 受益者変更届等の手続き

手続き詳細	期限
・亡くなられた方が下水道事業受益者負担金を納付している場合 →受益者の変更、引落し口座の変更手続をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者等
必要なもの	問い合わせ先
※口座引落しを希望される場合□ 変更後の引落し口座の通帳□ 変更後の銀行のお届け印	上下水道課 【窓口⑪⑫】 ☎0584-27-0179

9. 農業・環境衛生に関する手続き

土地改良区の組合員であった

【南部土地改良区の農地を所有している場合】

手続き

受益者変更届等の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が南部土地改良区区域内に農地を所有している場合、名 義変更の手続きが必要となります。 4月1日の資格者に賦課されるため、相続人が決まりましたら速やかに	速やかに
資格得喪通知書をご提出ください。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
※口座引落しを希望される場合 □ 引落し口座の通帳 □ 銀行のお届け印	南部土地改良区事務局 (役場産業環境課内) 【窓口③④】 ☎0584-27-0178

【揖西用水土地改良区の農地を所有している場合】

手続き

組合員資格得喪通知書の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が揖西用水土地改良区区域内に農地を所有している場合、 名義変更の手続きが必要となります。 4月1日の資格者に賦課されるため、相続人が決まりましたら速やかに	速やかに
資格得喪通知書をご提出ください。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
※口座引落しを希望される場合 □ 引落し口座の通帳 □ 銀行のお届け印	税務課【窓口⑧】 ☎0584-27-0173 揖西用水土地改良区事 務局(池田町役場内) ☎0585-45-3111

<u>農地を所有していた</u>

手続き

農地法第3条の3第1項の規定による届出の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、農地法の規定により届出(農地法第3条の3第1項の規定による届出)を提出してください。	相続登記後速やかに
※農地中間管理機構への農地の貸付を行っていた場合は、農地中間管理機構への	手続き可能な人
変更手続きも必要になります。(添付資料は農地法第3条の3第1項の規定に よる届出と同じものが必要です。)	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続登記後の土地の登記事項証明書(全部事項証明書) または遺産分割協議書	神戸町農業委員会事務局(役場産業環境課内) 【窓口③⑭】 ☎0584-27-0178

<u> 町営墓地の使用者であった</u>

手続き使用承継許可申請書

手続き詳細	期限
亡くなられた方が町営墓地の使用者であった場合は、使用承継許可申請 書をご提出ください。	なし (必要に応じて)
	手続き可能な人
	使用者の親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)□ 住民票(本籍地の記載のあるもの)※口座引落しを希望される場合□ 引落し口座の通帳□ 銀行のお届け印	産業環境課【窓口⑤】 ☎0584-27-0178

9. 農業・環境衛生に関する手続き

<u>犬を飼っていた</u>

手続き

所有者変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が犬の所有者であった場合、犬の所有者変更手続きをしてください。	変更があった日から 30日以内
	手続き可能な人
	所有者の親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 犬の登録番号(鑑札)	産業環境課【窓口⑮】 ☎0584-27-0178
MEMO	

10. その他の手続き

<u> 町営住宅に入居していた</u>

手続き① 入居者の変更・退去・同居者の異動

手続き詳細	期限
・入居者が亡くなり、同居されている方が引き続き町営住宅に入居する場合は承継手続きが必要です。 ・入居者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居する方がいらっしゃらな	できるだけ速やかに
い場合は町営住宅の退去手続きが必要です。	手続き可能な人
・町営住宅の同居者が亡くなられた場合、同居者の変更手続きが必要で す。	入居者の親族または同 居者等
必要なもの	問い合わせ先
退去の際は立会が必要です。 町営住宅入居者の緊急連絡先の確認(独居になる場合) ※個別の状況に応じてご案内します。	建設課【窓口⑥】 ☎0584-27-0177 (内線242)

手続き② 町営住宅の駐車場の返還

手続き詳細	期限
入居者及び同居人が駐車場を明け渡すときは、駐車場の返還手続きが必 要です。	明け渡すときの5日前まで
	手続き可能な人
	入居者の親族など
必要なもの	問い合わせ先
※個別の状況に応じてご案内します。	建設課【窓口⑥】 ☎0584-27-0177 (内線242)

<u>MEMO</u>	

10. その他の手続き

| 道路・水路 (法定外公共物等) を占用していた|

手続き

占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届を提出してください。 名義の変更をする場合は変更届を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【廃止】 □ 占用廃止届、占用許可書の写しなど 【名義の変更】 □ 変更届、占用許可書の写し、相続人であることがわかる書類など	建設課【窓口⑰】 ☎0584-27-0177 (内線242)

防災行政無線(戸別受信機)を利用していた

手続き

防災行政無線 (戸別受信機) の返却

手続き詳細	期限
お一人世帯の方が亡くなられた場合、防災行政無線(戸別受信機)の返却 と届出が必要です。 また、電波の受信状況を良くする為、住居の側面にアンテナを設置して	お早めに
いる地区もあります。外部アンテナの取り外しは、町から業者へ依頼し	手続き可能な人
ますので、ご連絡をお願いします。	親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 防災行政無線 (戸別受信機) □ 電源ケーブル	総務課【窓口②】 ☎0584-27-0171

MEMO

亡くなられた方の遺品の処分について

ここでは、故人の遺品などを整理された後に残ったごみの処分についてご案内します。

※ごみの分類や収集日については、「神戸町くらしのカレンダー」もしくは 「家庭ごみ分別辞典」をご覧ください。



家庭ごみ分別辞典

可燃ごみ

- ・毎週2回収集します。 神戸町指定のごみ袋に入れ、各地区指定の曜日、場所に出してください。
- ・ご自身で直接、処分場へ搬入する場合

搬入施設 ▶ 西濃環境整備組合(大野町)

搬入日 ト 月~金曜日(年末年始及び祝祭日を除く)

搬入時間 ▶ 午前8時30分~午後4時30分

処理費用 ▶ 100円/10kg

- ※産業環境課で許可申請後、直接搬入してください。 料金は、現地で計量後お支払いください。
- ※搬入物はすべて1辺50cm以下にしてください。

資源ごみ

- ・毎月1回収集します。 各地区指定の曜日、場所に材質ごとに分別して指定のかごに入れてください。
- ・ご自身で「エコプラザごうど」へ搬入する場合

搬入日 ▶ 水曜日、第1日曜日、4・9・12月の第3日曜日

搬入時間 ▶ 午前9時~午前11時

※時間は変更になる場合があります。
広報ごうどや神戸町ホームページで確認してください。

大型・せともの・有害危険ごみ

- ・年3回収集します。 各地区指定の曜日、場所に出してください。
- ・ご自身で直接、処分場へ搬入する場合

搬入施設 ▶ 西南濃粗大廃棄物処理組合(養老町)

搬入日 ▶ 月~金曜日(年末年始及び祝祭日を除く)

搬入時間 ▶ 午前8時30分~午後4時

処理費用 ▶ 100kg以下は一律1,000円、超えると100円/10kg

※産業環境課で許可申請後、直接搬入してください。 料金は、現地で計量後お支払いください。

家電リサイクル対象機器

パソコンや家電リサイクル対象機器は下記のいずれかの方法で処分してください。 (対象機器:テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)

- ①買い替えする小売店に依頼する。
- ②購入した小売店に依頼する。
- ③メーカー指定引取場所に依頼する。
- ④家電リサイクル受付センターに依頼する。

※パソコンはメーカーもしくは「パソコン3R推進協会」へ依頼してください。

▶ 電話:03-5282-7685

► HP: http://www.pc.3r.jp/



自分で運べないごみ

ご自身で運べないごみがある場合は、下記の一般廃棄物収集運搬許可業者に個別収集を依頼してください。(有料)

名称	電話番号	所在地
中央清掃株式会社 神戸営業所	0584-27-6181	神戸町大字神戸1155-2
株式会社 名晃	0584-62-3411	安八町東結1092-1
有限会社 揖斐・本巣クリーナー	058-323-0707	本巣市糸貫町仏生寺391-1
株式会社 野々村商店	058-327-4030	岐阜市則松2-157
田代商店	0584-27-1538	大野町下磯73(神戸町大字下宮89)

※個別収集を依頼される場合、別途収集運搬費用がかかります。 収集運搬費用は、収集運搬許可業者に確認してください。

> 【ごみに関する問い合わせ】 産業環境課【窓口⑮】 ☎0584-27-0178(直通)

【役場以外で行う手続き】チェックリスト

項目	手続きの種類	手続きの内容	V	問い合わせ先	完了日
年金	厚生年金	遺族、未支給年金の請求		大垣年金事務所 (大垣市八島町114-2) ☎0584-78-5166	/
	共済年金			各共済組合	/
相続	遺言書	検認·開封		岐阜家庭裁判所 大垣支部 (大垣市丸の内1-22) ☎0584-78-6184	/
	相続放棄	相続放棄・限定承認の 申立			/
	預貯金口座	口座凍結解除		各金融機関	/
	生命保険	保険金·給付金の請求		加入していた保険会社又は代理店	/
	損害保険	名義変更·解約		加入していた保険会社又は代理店	/
	株式等	名義変更·解約		証券会社	/
	国債	記名変更·償還金受領		償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局	/
	普通自動車	名義変更·廃車		中部運輸局 岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053	/
	軽四輪	名義変更·廃車		軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎050-3816-1775	/
	二輪	名義変更·廃車		中部運輸局 岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053	/
	国税(相続税·所得税·消費税)	相続税·所得税·消費税 申告		大垣税務署 ☎0584-78-4101	/
	不動産登記関係	相続登記等		岐阜地方法務局 大垣支局 ☎0584-78-3347	/
MEMO					

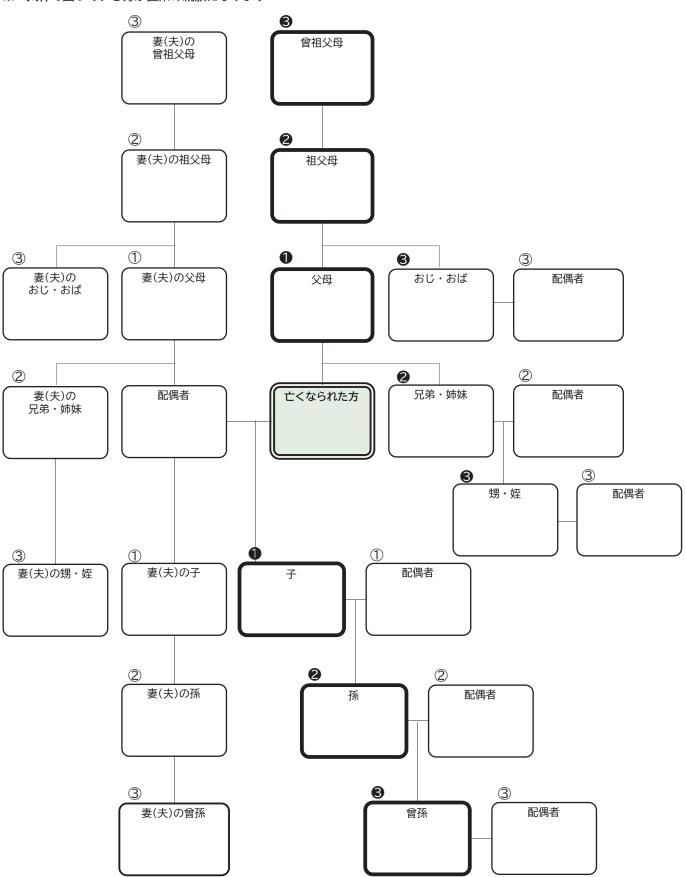
項目	手続きの種類	手続きの内容	✓	問い合わせ先	完了日			
	固定電話(NTT西日本)	名義変更·解約		NTT西日本☎116(局番なし) 携帯電話からは080-0200-0116 受付時間:午前9時~午後5時	/			
	固定電話(NTT西日本以外)	名義変更·解約		契約会社	/			
	携帯電話	名義変更·解約		契約会社	/			
通	インターネット	名義変更·解約		契約会社	/			
通信・電気・ガスなど	NHK受信料	名義変更·解約		NHKふれあいセンター ☎0120-151-515(フリーダイヤル) 受付時間:午前9時~午後6時	/			
スなど	電気・ガス料金	名義変更·解約		契約会社	/			
	浄化槽	名義変更·休止		契約会社	/			
	運転免許証	返納		大垣警察署 ☎0584-78-0110	/			
	クレジットカード	解約		契約会社	/			
	ケーブルテレビ	名義変更·解約		契約会社	/			
MEMO.								

【相続に関する手続き】チェックリスト

~	項目	期日	備考
	相続人の調査·確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で相談してください。
	遺言書の検認	遅滞なく	遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。 なお、公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。
	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
	遺産分割協議 (協議書の作成)	速やかに	遺言書がなく、法定相続分以外で遺産を分ける場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
	相続登記の申請		不動産の所有者が亡くなられ、土地や建物の名義を相続人に変更するには、法務局で相続登記の申請が必要です。 *令和6年4月1日から義務化されました。
	相続放棄·限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所のホームページなどでご確認ください。
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

家系図(3親等内の親族)

- ※ 続柄の数字は一親等から三親等までの血族(●~❸)と姻族(①~③)を表示しています
- ※ 太枠で囲っている方が直系の親族になります



亡くなられた方の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
77	金融機関名	支店名	金額	備考
預 貯 金				
金				
	名称	内容	保管場所など	備考
その他資産	4.5	134	IND SING	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
他資				
借入	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
	保険会社	種類・内容	受取人	備考
生命保険・損害保険	体探云性	住林 门廿	XWX	C. UNI
· 損				
保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年			,	
金金				
個	名称	=1□ . 포 □+> ビ	受給金額	備考
個人年金・企業年金	右 柳	記号・番号など	文和並供	调 5
企业				
年金				
そ の 他				
他			 	

岐阜地方法務局からのお知らせです

泛記はおすみですか

~相続登記・遺産分割を進めましょう~



令和5年11月版

メージキャラクタ 「トウキツネ」

令和6年4月1日から

申請の義務化がスタ-

相続(遺言も含みます。)によって不動産を 取得した相続人は、その所有権の取得を 知った日から3年以内に相続登記の申請を しなければならないこととされました。

詳しくは…

あなたと家族をつなぐ相続登記



不動産に関するルールが大きく変わりました!

※ 全国で所有者不明土地が増えています。



公共工事や災害復旧が進まないなど、周囲にも悪影響が…

相続登記の申請の義務化 など

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続登記の申請義務を果たすための「相続人申告登記」も始まりました。
- ・相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。
 - ※ そのほかのルールも段階的に変わります!



詳しくは・・・

なくそう所有者不明土地





相続した不要な土地を国が引き取る制度も始まりました!

相続土地国庫帰属制度

(令和5年4月27日から)

① 承認申請



2 要件審査・承認





申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付

玉

庫

帰





通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り<mark>不可</mark>

(例)・建物や障害物のある土地

・土壌が汚染されている土地

・権利などで争いのある土地 など



詳しくは・・・

相続土地国庫帰属制度



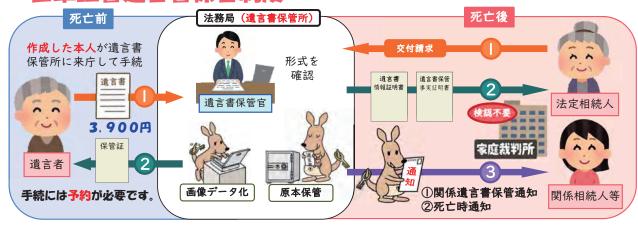


相続に関する制度のご紹介



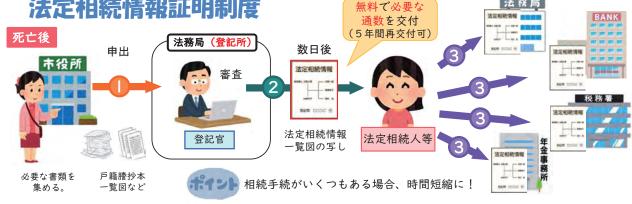
自筆証書遺言書を法務局で保管できます

自筆証書遺言書保管制度



法定相続人の一覧図を証明します より便利に!







高



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省







法定相続情報 法務局

お近くの法務局へ お問合せは、

岐阜地方法務局

(制度により、管轄・担当が異なります)

本 局 八 幡 支 局 支 大 垣 局 美濃加茂支局

多治見支局

中津川支局 局 山 支

☎ 058-245-3181 **☎** 0575-67-1411 **☎** 0584-78-3347

☎ 0574-25-2400 **☎** 0572−22−1002

☎ 0573-66-1554 **☎** 0577-32-0915

※ 具体的な手続案内については予約制です。

※ 個人での手続が難しい方は、弁護士・司法書士・ 土地家屋調査士など、専門家への相談を御検討 ください。







岐阜地方法務局 管轄 O

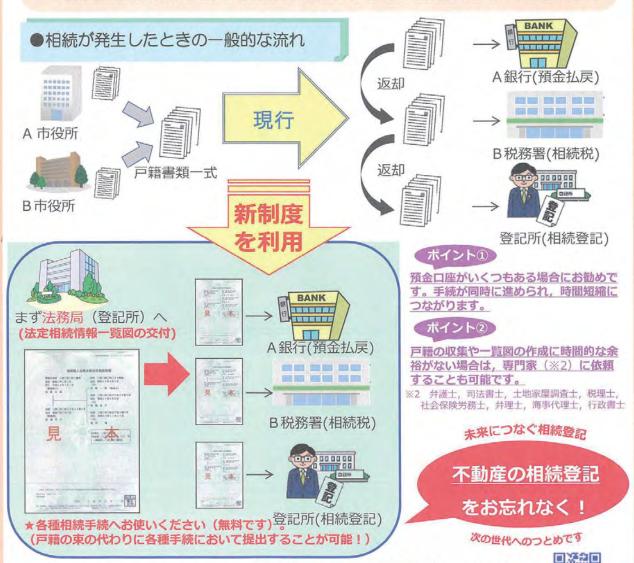
まず法務局へ

选定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」がもっと便利に! 金融機関や税務署での手続に利用できます!! まずは、法務局にご相談ください!!

各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなり, 手続をスムーズに進めることができる大変便利な制度です。

※ 戸籍関係書類を登記官が確認し、法定相続人が誰であるかの証明書を無料で交付する制度です。 相続手続に必要な他の書類は、各機関で異なりますので、提出先となる各機関にご照会ください。



法務局ホームページ

岐阜地方法務局

Q をご覧ください。

法定相続情報証明制度の手続の詳細は、

各種証明の交付について

住民保険課・税務課

証明書の種類	手数料	必要なもの	交付窓口	注意事項	
住民票の写し(除票の写し)	1通200円	本人確認書類		・住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は提出先に ご確認ください。 ・故人のマイナンバー(個人番号)入り住民票(除票)の写 しは発行できません。	
戸籍全部事項証明書(謄本)	1通450円	本人確認書類			
戸籍個人事項証明書(抄本)	1通450円	本人確認書類		・事前に提出先に必要書類をご確認の上請求してください。 ・請求先は、本籍のある市区町村役場です。 ・配偶者や直系親族(親、祖父母、子、孫)以外の方の請求 には、原則委任状(P.46参照)が必要です。	
改製原戸籍・除籍(謄本・抄本)	1通750円	本人確認書類	住民保険課【窓口①】	・配偶者および直系親族の方に限り、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本を取得できる広域交付という制度があります。 請求の際は、請求者の本人確認書類としてP.5「A.1点で確認できる書類(顔写真付きに限る)」をお持ちください。	
戸籍の附票の写し	1通200円	本人確認書類		では、	
死亡届書(死亡診断書) 記載事項証明書	1通350円	本人確認書類		・特別な事由がある場合に限ります。	
印鑑登録証明書	1通200円	印鑑登録証 本人確認書類		・故人の印鑑登録証明書は発行できません。	
所得証明書	1通200円	本人確認書類			
所得課税証明書	1通200円	本人確認書類			
課税証明書	1通200円	本人確認書類	税務課	・相続人であることを確認できる書類が必要です。	
納税証明書	1通200円	本人確認書類	【窓口⑧⑨】	(戸籍謄本・抄本、遺産分割協議書など)	
固定資産評価証明書	1通200円	本人確認書類			
固定資産評価額通知書	無料	本人確認書類			

- ※ 本人確認書類については、P.5を参照ください。
- ※ 戸籍の第三者請求について

配偶者、直系以外の方は、以下の場合に限り戸籍の謄本等を請求することができます。

- ・自己の権利を行使または義務の履行のために必要な方
- ・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

詳しくはホームページをご覧ください▶



コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、各種証明書をコンビニでも取得いただけます。

取得できる証明書(最新の証明のみ)					
証明書の種類 手数料 問い合わせ先		問い合わせ先	注意事項		
住民票の写し	1通200円 ・住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は提出先にご確認ください ・故人の住民票(除票)の写しは発行できません。		・住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は提出先にご確認ください。 ・故人の住民票(除票)の写しは発行できません。		
戸籍全部 (個人) 事項証明書	1通450円	住民保険課	きゃとし ナダッキフェロサル・リテナ		
戸籍の附票の写し	1通200円		・請求先は、本籍のある市区町村役場です。		
印鑑登録証明書	1通200円		・故人の印鑑登録証明書は発行できません。		
所得証明書	1通200円		・氏名や住所が規定の文字数を超え、文字が切れてしまう場合は、発行でき		
所得課税証明書	1通200円	税務課 【窓口⑧⑨】	ません。 ・令和7年からの標準化により文字数の規定はなくなり、発行されるように		
課税証明書	1通200円		なります。		

【必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

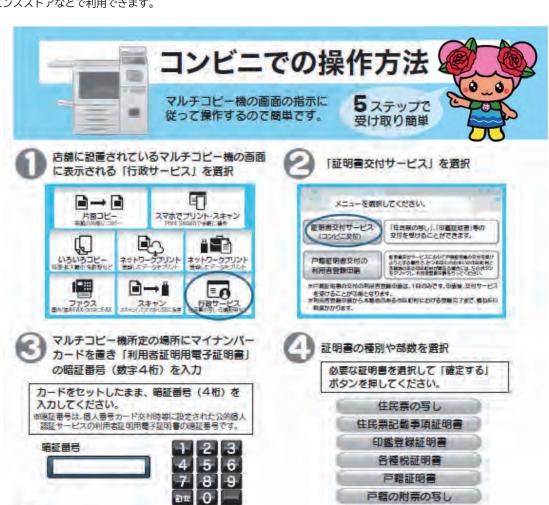
【利用できる時間】

・6:30~23:00 (年末年始12/29~1/3は機器メンテナンスのため利用できません)

【利用できる店舗】

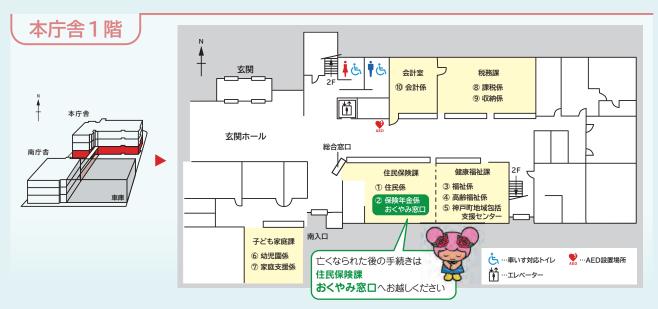
・全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど、約56,000店舗の コンビニエンスストアなどで利用できます。 詳しくは こちらから ▶

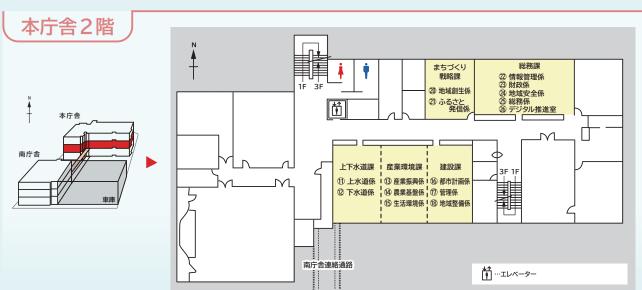


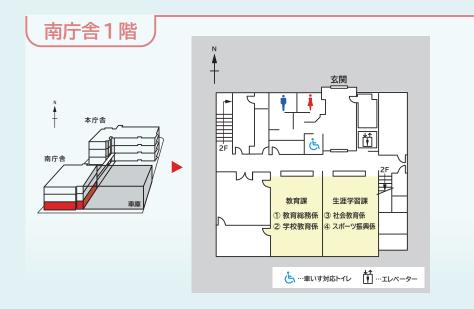


証明書交付手数料をマルチコピー機に投入し、印刷された証明書と領収書を受領

神戸町役場 庁舎案内







委任状に関するご案内(住民保険課)※住民票の写しや戸籍謄本等の請求

切り離してお使いください

(コピー可)

同一世帯の方や配偶者、両親などの親族に代わって代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

	委任状(代理人選任届)
岐阜県安八郡神戸町	代理人 : 住 所
上記の者を代	理人と定め、下記の申請・届出に関する一切の権限を委任します。 記
■ 委任する事項	『該当するものに□(レ点)をご記入ください』
◎住民票◎戸籍	(□世帯全員 □世帯の一部)□マイナンバー入り(使用目的:)(□謄本 □抄本 □改製原 □除籍 □戸籍の附票)
◎住所異動	(□転出 □転入 □転居 □マイナンバーに関すること)
◎世帯変更	(□世帯合併 □世帯分離 □世帯主変更)対象者氏名
◎その他	□身分証明書 □他(具体的に)
■通数	通
令和	年 月 日
	(頼むん) 委任者 :住 所 本 籍 筆頭者氏名
≫ '\.	氏名(自署) 生年月日 <u>年月日</u> *委任者(頼む人)が全部記入してください。



委任状に関するご案内(税務課)

切り離してお使いください

(コピー可)

※ 申請者の方が納税義務者本人または同居の親族でない場合には、本人の委任状または承諾書が必要です。

委 任 状

代理人:	住 所	
	氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め、別記申請書に記載された証明事項について、交付

申請及び受領の権限を委任します。

後日、この事務処理について問題が生じた場合、連帯してその一切の責任を負い、 貴職にご迷惑はかけません。

令和 年 月 日

岐阜県安八郡神戸町長 様

氏名(自署)



遺された方のこころとからだの相談窓口

大切な人を亡くされた時、深い悲しみによるストレスが、疲れやすい、涙やため息が止まらない、 気分が沈む、怒りが出やすくなるなど様々な心身の不調をもたらします。

そのような心身の不調のために苦しくなったり、普段通りの生活ができなくなったり、自分も死に たいと思うことがあったりしたときは、下記の相談機関にすぐに相談してください。

町民相談

相談名	問い合わせ先
こころとからだの相談	保健センターで保健師による相談を随時お受けしております。 ☎ 0584-27-7555

その他町民相談

相談名	相談内容	相談員	問い合わせ	電話番号
心配ごと相談	・暮らしに関すること ・家族関係のこと	行政相談員	神戸町役場 健康福祉課【窓口③】	0584-27-0175
無料法律相談(要予約)	日常生活の中での困りごとに対しての法律的助言	弁護士	神戸町社会福祉協議会	0584-28-0223
行政手続 法務相談	相続、遺言、 遺産分割協議書等	行政書士	神戸町役場 総務課【窓口⑤】	0584-27-0171

発 行 神戸町役場

編集/制作 株式会社旭クリエイト

発 行 年 2024年8月